

事務連絡
平成26年5月1日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添2までのおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成26年3月5日保医発0305第1号)(別添1)
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成26年3月5日保医発0305第3号)(別添2)



総合入院体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

<p>1 届出</p> <p>※該当するものに○で囲むこと。</p>	<p>・総合入院体制加算1 ・総合入院体制加算2</p>										
<p>2 標榜し、入院医療を提供している診療科</p>	<p>該当するものに○で囲むこと。</p> <p>1 内科 2 精神科 3 小児科 4 外科 5 整形外科 6 脳神経外科 7 産科又は産婦人科</p>										
<p>3 精神科医師が24時間対応できる体制</p> <p>※3および4については総合入院体制加算1の届出の場合、記入すること。</p>	<p>次のいずれかに○をつけ、医師名等を記入すること。</p> <p>1 当該保険医療機関の担当精神科医師名： 2 連携保険医療機関の名称及び担当精神科医師名 ・名称 ・担当精神科医師名 3 医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床数 () 床 4 次の届出している入院料に○をつけ、届出時点の該当病棟に入院している人数を記入すること。</p> <table border="0"> <tr> <td>・精神病棟入院基本料</td> <td>() 人</td> </tr> <tr> <td>・精神科救急入院料</td> <td>() 人</td> </tr> <tr> <td>・精神科急性期治療病棟入院料</td> <td>() 人</td> </tr> <tr> <td>・精神科救急・合併症入院料</td> <td>() 人</td> </tr> <tr> <td>・児童・思春期精神科入院医療管理料</td> <td>() 人</td> </tr> </table>	・精神病棟入院基本料	() 人	・精神科救急入院料	() 人	・精神科急性期治療病棟入院料	() 人	・精神科救急・合併症入院料	() 人	・児童・思春期精神科入院医療管理料	() 人
・精神病棟入院基本料	() 人										
・精神科救急入院料	() 人										
・精神科急性期治療病棟入院料	() 人										
・精神科救急・合併症入院料	() 人										
・児童・思春期精神科入院医療管理料	() 人										
<p>4 24時間の救急医療体制</p> <p>※ 総合入院体制加算1の届出の場合、2又は3であること。</p>	<p>1 第2次救急医療機関 2 救命救急センター 3 高度救命救急センター 4 総合周産期母子医療センター 5 その他</p>										
<p>5 外来縮小体制</p> <p>※2については総合入院体制加算1の届出の場合、記入すること。</p>	<p>1 初診に係る選定療養（実費を徴収していること）の有無 (有 無)</p> <p>2 診療情報提供料等を算定する割合 $(②+③) / ① \times 10$ () 割</p> <p>① 総退院患者数 () 件</p> <p>② 診療情報提供料（I）の注「7」の加算を算定する退院患者数 () 件</p> <p>③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数 () 件</p>										
<p>6 病院勤務医の負担軽減及び処遇に対する体制</p>	<p>様式13の2に記載すること。</p>										
<p>7 全身麻酔による手術件数</p>	<p style="text-align: right;">件</p>										
<p>8 地域連携室の設置</p>	<p>(有 無)</p>										
<p>9 24時間の画像及び検査体制</p>	<p>(有 無)</p>										

10 薬剤師の当直体制を含めた24時間の調剤体制	(有 無)
--------------------------	---------

11 禁煙の取扱	<p>該当するものに○で囲むこと。</p> <p>1. 禁煙の取扱（屋内禁煙・敷地内禁煙）</p> <p>2. 屋内又は敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示していること。</p> <p>3. 分煙している病棟があれば、その入院料を○で囲むこと。 緩和ケア病棟入院料、精神病棟入院基本料、精神科救急入院料、特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）、精神療養病棟入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、</p> <p>4. 3に該当した場合、受動喫煙防止措置をとっている。</p> <p>具体的な受動喫煙防止措置 ()</p>
----------	--

12 手術等の件数	<p>ア 人工心肺を用いた手術 () 件</p> <p>イ 悪性腫瘍手術 () 件</p> <p>ウ 腹腔鏡手術 () 件</p> <p>エ 放射線治療（体外照射法）() 件</p> <p>オ 化学療法 () 件</p> <p>カ 分娩 () 件</p>
-----------	---

13 その他	<p>療養病棟入院基本料の届出 (有 無)</p> <p>地域包括ケア病棟入院料の届出 (有 無) (地域包括ケア入院医療管理料を含む)</p>
--------	--

【記載上の注意】

- 1 「3」の1および2については、総合入院体制加算2の届出において、「2」の「2 精神科」に該当しない場合に記載すること。「3」については、総合入院体制加算2の届出の場合、「2」の「2 精神科」に該当しない場合に記載すること。
- 2 「4」の5を記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類を添付すること。
- 3 様式13の2を添付すること。

ADL 維持向上等体制加算に係る評価書

バーゼルインデックス (Barthel Index 機能的評価)

		点数	質問内容	得点
1	食事	10	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	
		5	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	
		0	全介助	
2	車椅子から ベッドへの 移動	15	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	
		10	軽度の部分介助または監視を要する	
		5	座ることは可能であるがほぼ全介助	
		0	全介助または不可能	
3	整容	5	自立(洗面、整髪、歯 磨き、ひげ剃り)	
		0	部分介助または不可能	
4	トイレ 動作	10	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む)	
		5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	
		0	全介助または不可能	
5	入浴	5	自立	
		0	部分介助または不可能	
6	歩行	15	45M 以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	
		10	45M 以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	
		5	歩行不能の場合、車椅子にて 45M 以上の操作可能	
		0	上記以外	
7	階段 昇降	10	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	
		5	介助または監視を要する	
		0	不能	
8	着替え	10	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	
		5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	
		0	上記以外	
9	排便 コントロール	10	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	
		5	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	
		0	上記以外	
10	排尿 コントロール	10	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	
		5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	
		0	上記以外	
合計得点(/100点)				

※1 得点：0～15点 ※2 得点が高いほど、機能的評価が高い。